

株式会社建築資料研究社
介護職員初任者研修 学則

1 事業者の概要

- ・事業者名称
株式会社 建築資料研究社
- ・代表者氏名
代表取締役社長 馬場 栄一
- ・所在地
東京都豊島区池袋二丁目50番1号

2 開講の目的

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した質の高い介護を提供するため、必要な知識、技能を有する介護職員の養成を図る。

3 研修事業の名称

日建学院 介護職員初任者研修（通学）

4 実施場所

- ・県内事業所の名称
株式会社 建築資料研究社 日建学院 姫路校
- ・県内事業所の所在地
〒670-0012 兵庫県姫路市本町68番290 イーグレひめじ2階
TEL: 079-281-5001

5 研修期間

別紙「介護員養成研修事業実施日程表」のとおり

6 研修カリキュラム

別紙「介護職員初任者研修課程カリキュラム表」のとおり

7 講師氏名

別紙「担当講師一覧表」のとおり

8 受講資格

（公共職業訓練での募集）

未就職者でハローワーク等が公共職業訓練として本研修に推薦する者。

9 受講手続

（公共職業訓練での募集）

公共職業訓練における研修については、最寄りのハローワーク等で申込手続きの上、面接等を行い、受講者を決定する。

10 研修修了の認定方法

研修修了の認定は、全ての研修カリキュラムを履修し、下記の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められる者に対して行う。

（1）修了評価は全科目履修した者に対して1時間の筆記試験により行う。

修了認定基準は、次のとおり、理解度の高い順に、A、B、C、Dの4区分とし、C以上で評価基準を満たしたものと認定する。※認定基準（100点を満点とする）

- ・ A=90点以上
- ・ B=80～89点
- ・ C=70～79点
- ・ D=70点未満

(2) 介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価は「9こころとからだのしくみと生活支援技術」内で行う。技術演習評価チェックリストにより、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分とし、A及びBの者を一定レベルに達している者とする。

- ・ A=基本的な介護(介助)が的確にできる
- ・ B=基本的な介護(介助)が概ねできる
- ・ C=技術が不十分
- ・ D=全くできない

(3) 「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合、又は上記認定基準に達しない場合は、必要に応じて補講等を行った上で、再試験を行い、目標に達した者を修了と認定する。

11 補講等の取扱い

研修の一部を欠席した者（研修時間数の概ね一割以内）で、やむを得ない事情があると認められる者については、原則、当該研修期間内に補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。※当社が実施する補講にかかわる受講料については1時間3,000円とする。

(1) 別途、当該研修科目の講師要件を満たす講師が担当する研修を実施し、受講させる。

※また、講義科目に限り、当該研修科目の内容を撮影した映像を視聴した上で、レポートを提出させる方法で、補講を行うこともある。

(2) 欠席者、認定基準未達成者を対象とした個別の補講を行う場合もある。

(3) 他の事業者が実施する県指定の同一課程の場合もある。その場合の受講料は、その実施事業者の定める金額を受講者が負担するものとする。

12 受講料等(税込金額)

(公共職業訓練での募集)

内訳		受講費合計	納付方法	納付期間
受講料	無料	¥5,500円	一括納入	開講日
テキスト代	¥5,500円			

※公共職業訓練での研修にかかわらない訓練科目のテキスト代については、別途負担とする。

13 受講の取り消しについて

(1) 学習意欲が著しく欠け、研修修了の見込みがないと認められる者。

(2) 研修の秩序を乱し、受講者としての本分に反した者。

14 その他、養成研修に係る留意事項

・ 施行細則

この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項が必要であると認められる時は当社がこれを定める。

・ 附則

この学則は、令和3年1月14日から施行する。

・ 附則

この学則は、令和5年10月24日から施行する。